

長野県住生活基本計画（素案）に対するご意見と県の考え方
（パブリックコメント募集結果）

資料 1

平成28年10月20日
建設部建築住宅課

- 1 募集期間 平成28年8月31日（水）から9月30日（金）まで
- 2 件数 4件（1人）
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
1	第4章 目標1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり	17	17	県産材の利用拡大に向けて、板材・構造材に加え羽柄材も可能とする。	<p>県では、住宅に県産材を使用した場合にご活用いただける助成制度として、新築に係る「信州健康エコ住宅助成金」及びリフォームに係る「信州型住宅リフォーム助成金」を実施していますが、いずれの制度においても羽柄材※も県産材使用量に算入することができることとしています。</p> <p>本計画案においては、「目標1 施策の展開 1 地消地産の住まいづくり (2) 県産木材等の利用の促進」の記載がご提案の内容に沿うものと考えますが、引き続き、利用しやすく分かりやすい制度の構築や、県産材の加工・流通体制の整備に努めてまいります。</p> <p>なお、県産材を適正価格で安定的に生産できる体制整備については、下欄No.2もご参照ください。</p> <p>※羽柄材：垂木、筋交い、間柱、根太、野縁、胴縁などの構造用補助材や下地材</p>
2	第4章 目標1 地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり	17	17	県産材の利用を促すために、現在の森林整備事業だけではなく、伐採事業にも補助金をつけ林業が儲かる業種になるよう促すことが、森林整備につながる。	<p>原木生産のための収穫に当たる主伐は、森林所有者の経済行為の側面が強いことから国・県ともに支援はしておらず、健全な森林づくりを進めるための植栽・下刈・除伐・間伐（搬出間伐を含む）等の森林整備に対して支援をしているところです。</p> <p>あわせて、木材の生産・加工・流通の各段階における生産コストを下げるため、路網整備・機械化・施設整備等への支援を行い、県産材が適正価格で安定的に生産できる体制整備を進めています。</p> <p>林業が山村地域を支える自立した産業として成り立つことが重要との考えから、引き続き、木材生産・流通・加工等の環境整備を支援することで主伐の促進を図ってまいります。</p>

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
3	<p>第4章 目標3 誰もが安心して暮らせる住まいの提供</p> <p>目標4 地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり</p>	24～25 27	25 27	<p>空き家対策について、公営住宅整備と絡ませ空き家を公営住宅や定住促進住宅にすることも大切である。また移住者を増やすことのみを考えるのではなく、既住者の若者が住める住宅整備は喫緊に必要である。</p>	<p>公営住宅を補完するものとして空き家や民間賃貸住宅を活用することについては、国土交通省に設置された「社会資本整備審議会 住宅地分科会 新たな住宅セーフティネット検討小委員会」において議論が進められ、本年7月、「中間とりまとめ」として今後の検討を進めるに当たっての課題、留意点等が整理されました。</p> <p>当県においても、国土交通省における新たな仕組みの検討状況を踏まえながら、導入の必要性や可能性について検討してまいります。</p> <p>また、既住者を含めた若者向けの住宅整備については、上記の新たな仕組みのほか、既存住宅の流通の促進も重要な課題だと捉え、本計画案の施策の展開にも位置付けているところです。</p> <p>本計画案においては、「目標3 施策の展開 2民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実 (2)民間の賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット機能」及び「目標4 施策の展開 1多世代が生き生きと暮らす地域づくり (1)子育てしやすい居住環境の整備」の記載をご提案の内容に沿うものと考えます。</p>
4	<p>第4章 目標4 地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり</p> <p>目標5 地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展</p>	28 31～32	28 32	<p>空き家対策関連の放置住宅は関連法案の整備とともに、関係する各種団体と連携し、安全な町づくり（崩壊住宅をなくす）を目指しながら、かつ住宅整備（借家や中古住宅）につなげ、活用することを目指す。</p>	<p>空き家対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に全面施行され、当県においては「空き家対策市町村連絡会」や「空き家対策支援協議会」を設置して市町村や関係団体等との連携を深めるとともに、県内10地域ごとに「空き家対策地域連絡会」を設置して地域の課題解決に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、課題への対応事例を積み重ねながら情報共有を図り、急増する空き家への対策を進めてまいります。</p> <p>本計画案においては、「目標4 施策の展開 2住まいの適切な維持管理と空き家対策 (2)急増する空き家の活用・除却の推進」、「目標5 施策の展開 2住生活産業の多角化・成長 (1)住宅ストックビジネスの活性化の促進」及び「同 3既存住宅の流通、リフォーム市場の拡大 (1)安心して既存住宅の取引ができる環境の整備」の記載をご提案の内容に沿うものと考えます。</p>